

金沢藩の公事場与力について

梅 田 康 夫*

目 次

はじめに

- 1 公事場の裁判管轄
 - 2 公事場の組織構成
 - 3 公事場与力の勤務実態
- む す び

はじめに

近世江戸時代において、審理から判決原案の作成に至るまで実質的に裁判実務を担当したのは、奉行所の与力等の下役人であった。神保文夫氏は、評定所留役および町奉行所の吟味方与力といった下役人を江戸幕府の法曹として捉え、彼らによる先例・判例を基礎とした実務法学の形成について論じている¹⁾。これら幕府の下役人については、従来からも多くの研究が蓄積されており²⁾、また近年では京都町奉行所や大阪町奉行所の与力についてその実態が詳細に解明され始めている³⁾。しかしながら、諸藩については、近世江戸時代の裁判制度に関する研究史を包括的・網羅的にかつ的確な整理と論評をもって纏め上げた大平祐一氏の研究において、「今後の研究が期待される分野である」とされており⁴⁾、その後も研究状況に大きな変化はみられないようである。

以上のような状況の下、本稿では、金沢藩の裁判機関の中心をなす公事

* うめだ・やすお 金沢大学法学系教授

場の下役人，とりわけ与力についてその実態を追究し，従来あまり取り上げてこられなかった裁判に関与する諸藩下役人の活動の一端を解明する⁵⁾。まず金沢藩裁判制度における公事場の裁判管轄と組織構成を概観した上で，最近，江森一郎氏および竹松幸香氏によって翻刻が進められている，中村豫卿の日記『起止録』の公事場関係記事から与力の勤務実態について考察を加える⁶⁾。

1 公事場の裁判管轄

司法と行政の未分離・一体化という現象が広く認められる江戸時代において，金沢藩の公事場は基本的に裁判に関係する事項を主として取り扱う機関であった。服藤弘司氏は幕府と諸藩の裁判機関を比較検討し，それらを概観して（1）行政官兼務方式と（2）専任裁判官設置方式に大別する⁷⁾。後者の方式は外様大藩において多くみられたとされ，その筆頭に金沢藩の公事場が挙げられる。そして公事場奉行は，初期の頃はともかく職務が複雑化・多忙化する中で，専門裁判官としての性格を備えるに至ったとされる。とはいえ服藤氏も認めているように，全ての事件が公事場において公事場奉行によって裁判された訳ではなく，寺社奉行，町奉行，郡奉行，盗賊改方奉行，等の行政官も裁判を行っていた。となればそれらの行政官との関係で，公事場および公事場奉行の裁判管轄がどのようなものであったのか，が問題とされなければならない。この点について服藤氏は，盗賊改方と公事場をはじめ他役所との権限争いを論ずる中で，その裁判管轄を明らかにしている⁸⁾。寛政3年（1791）の書付や文化元年（1804）の帳面によって盗賊改方の裁判権の範囲を確定し，それに含まれない火付，人殺，大賊といった死刑にほぼ該当する事件や傷害など検使の行われる事件は，公事場の管轄であるとされた。ただし，公事場では禁牢・預等の軽刑に該当する事件や，盗賊改方で扱えなかった武士の犯罪だけではなく，町人・百姓の犯罪も取り扱われたとする。これらについては公事場と盗賊改方との間で

裁判管轄が重複するのであり、文政7年(1824)の書付により盗犯については両者の裁判管轄が詳細に確定されたが、どの程度厳格に実行されたかは疑わしいとする。

公事場の裁判管轄が實際上どのようなものであったのかを解明することは重要であるが、その前提としてまず建前としてそれがどのように捉えられていたのかを明らかにする必要がある。服藤氏の研究は、盗賊改方の職務内容を明らかにする視点からなされていることもあって、公事場の裁判管轄についていえば二つの制約を内包している。第一に、盗賊改方はその名称からも明らかのように基本的に刑事事件のみに関与する役職であり、それとの権限争いからわかる公事場の裁判管轄は刑事的な事件に関してのみであり、民事的な事件に対して公事場がどのような係わりを有したのかは明らかにはならない。第二に、盗賊改方が設置されたのは元禄4年(1691)年であり、当然ながら服藤氏が検討されたのはそれ以降の裁判管轄の問題ということになる。盗賊改方設置以前の状況において、民事的な事件をも含めて公事場が本来どのような裁判管轄を有していたのかということをも、まず明らかにすることが必要と考える。

公事場に関する最も古い史料は、慶長18年(1613)に利常によって発せられた次の法令である⁹⁾。

新追加

- 一、在々百姓町人出入雖有之、其代官・給人公事場江出候義令停止候事。
- 一、侍共之雖為公事、双方一人宛可罷出事。
- 一、公事場江出候者、誰々に不寄、刀・脇指を置可罷出候事。
- 一、在々田畠並野山境出入於有之は、近郷百姓召出相尋、其上明境無之に付而は、検使を遣可相極事。
- 一、喧嘩は公儀如御法度たるべき也。家財之義は当座に押置、隣三間可預置。後日に理非之輕重遂穿鑿、非分之方迄越度可申付事。

- 一、奉公人と町人商買之儀付而、於町中出入有之ば、奉公人可為落度。但奉公人達而申分於有之は、令穿鑿、理非之隨輕重可申付事。
- 一、借用仕者之儀、不依奉公人・町人・百姓に、如申定可致沙汰。自然如在仕者雖有之、代官給人に無届、理不尽に其身を補置は、可為越度候事。
- 一、夜中に往行之女をとらへ、出入於有之は、理非に不立入可為成敗事。
- 一、馬牛売買之義、相極上に而三日過候はゞ、如何様之くせ馬たりといへ共、馬主江返遣義停止之事。
- 一、侍・地下人に不寄、或公事をたくみ、或證跡無之儀に虚言をかまへ、公事場江罷出輩、曲言に可申付事。
- 一、公事篇各令裁許、理非相究、書付を出上、重而違篇申輩於有之は、曲言に可申付事。

右之條々申分有之輩は、公事錢として銀子一枚充可持參候。但理運之手前は銀子可返遣者也。

慶長十八年八月十六日

利 光 判

5条の喧嘩および8条の女捕のような刑事的なものも含めて、11条からなる規定はすべて公事出入に関するものであり、これらは公事場が所管する事項であったと考えられる。本来、公事場はその名称が示すように公事出入を扱う機関であり、扱う対象は民事的な事件が中心であった。4条の田畠・野山の境争論、6条の奉公人と町人間の「商買」をめぐる争論、7条の「借用」にかかわる争論、9条の「馬牛売買」をめぐる争論、こうした民事的な事件の処理は藩政初期においては公事場において行われていた。利家施政下の天正19年（1591）、丹羽権助および上村孫一、二人の百姓の間で生じた公事を裁定したのは、前田安勝に任命された村井長頼等の6名の武将であった¹⁰⁾。この段階では、公事出入や訴訟を扱う常置の機関

はまだ存在しなかったといえる¹¹⁾。藩政機構が整備された利常施政下で、民事的な事件を中心に公事出入を管轄対象とする公事場が設置されたと考えられる。

藩政中期以降には公事場は主として刑事的な事件を扱うようになり、特に死罪に相当する犯罪や重大な刑事事件は基本的に公事場が専管することになるが¹²⁾、しかし藩政初期においてはそのようなことはなかった。寛永20年(1643)、園田長太夫および八郎兵衛の両人が切支丹の嫌疑をかけられたようであり、その取り調べを利常は次のように会所に命じている¹³⁾。

園田味齋せがれ長太夫・八郎兵衛兩人事、親並兄弟宗門之張本人に候へば、不詳ながらも難遁義に候上、数人白状に載之候條、又所をも替、於会所遂糺明可然候之間、右兩人早々会所江可相渡候、以上。

九月廿五日

利 常 印

前田志摩守殿

今枝彌平次殿

古屋所左衛門殿

山本久左衛門殿

宗門人別改は本来は寺社奉行の職務と思われるが¹⁴⁾、寺社奉行は慶安元年(1648)に葛巻蔵人重俊・岡島市郎兵衛一陳・茨木右衛門長好の3名が任命されたのが初めてとされており¹⁵⁾、寛永20年段階では寺社奉行はまだ存在せず、それ故、会所に詮議が委ねられたものと思われる。その他の一般的な刑事犯罪は、武士については人持組頭 人持組 平士 与力 御歩

足軽という、軍事的組織を基礎とした藩政機構の中で組頭・番頭により処理され、また百姓・町人については代官・給人等による支配関係の下で処理されたのではないと思われる。そして、特に重大な事件の場合は、藩主自らの親裁によって、あるいは年寄・家老等の執政職が関与して、その処断がなされた¹⁶⁾。

このように公事場が最初に主として扱ったのは、民事的な事件を中心と

した公事出入の類であったが、しかしながら17世紀後半以降にはそのような公事出入は次第に公事場の管轄範囲から制限されるようになっていった。次に掲げる万治元年（1658）に定められた公事場に関する法令は、そのような動向のあらわれを示している¹⁷⁾。

公事場之定

- 一、毎月二日・八日・十四日・廿一日・廿六日、朝五つより相詰、
晩者用所仕舞次第可罷歸事。
 - 一、理非落着申渡刻者、前田対馬・奥村因幡・津田玄蕃へ断、式日
一人充罷出相談可申付事。
 - 一、批判難仕出入有之刻者、対馬・因幡・玄蕃三人共に罷出可致相
談事。
 - 一、公事当日、誰々によらず用所無之者、公事場へ出間敷事。
 - 一、昵近之侍にても、公事対決之刻者、刀脇指者番所へ置、丸腰
に而可罷出事。
 - 一、召封之日限、無断及遅参者、曲言可申付事。
 - 一、町方出入町奉行之手前に而難決理非儀者、公事場江罷出相談落
着可申付事。
 - 一、寺社方出入同断之事。
 - 一、籠舎人賄之儀、請人・主人・親子・兄弟其品により、或は公事
場より可申付事。
- 右條々不可有違背者也。

万治元年十月廿七日

(綱紀)
印

横 山 右 近 殿

菊 池 大 学 殿

式日や年寄の役割に関する規定に始まって、以下、公事場の運営に関する基本方針が定められている。最後の「籠舎人賄」に関する規定も、親子・兄弟より先に請人・主人が掲げられているのは、奉公契約に関する事

件を想定させるのであり、公事場の管轄はなお基本的に公事訴訟であったといえる。しかしながら、注意すべきは第7条と第8条であり、第7条では「町方出入」に関してはまず町奉行に出訴した上で、理非決し難い場合にはじめて公事場において落着すべきことが命じられている。第8条では、「寺社方出入」についても同様、すなわち寺社奉行にまず出訴することが義務づけられている。町奉行ないし寺社奉行における審理前置主義が採用されたといえる。そして、在方の百姓については、組合・肝煎、十村、十村相談所、郡奉行・改作奉行の順に公事出入を扱い、それでもなお解決をみないときは御算用場において裁定された。次に掲げるのは、寛文9年(1669)の算用場による覚書である¹⁸⁾。

御郡百姓中諸事公事之儀可申断所之覚

一、不依何事に出入候はゞ、先居在所肝煎・組合頭江致相談、其組之十村江可申断事。

一、右之者共江為申聞候而も埒明不申儀は、十村相談所江書附持参仕、相断可申事。

一、十村相談所江度々申断候而も埒明不申歟、又者公事批判依怙轟(ママ)負有之様に存候得者、品に寄、郡奉行或者改作奉行江相断可申事。

一、右之面々江断候而も埒明不申儀者、御算用場江直に書附を以相断可申候事。

一、公事沙汰にも罷成間敷義を、徒者添を乞下持仕、出入為致書附上申候はゞ、本人より下持仕候者大罪に候間、曲事に可被仰付候事。

右之通跡々も申触候得共、此頃は上間敷処江も書付を上、又は給人江内通を申入、其外方々江手入仕頼申由に候條、向後此紙面を背、猥に書付上申におゐては、公事之理非に無構、曲事に可被仰付候間、此趣組持十村共在々江罷越、肝煎・組合頭・小百姓中面談を以委曲

急度申渡、百姓人々並大百姓之召仕候者迄も、不残帳面に為致判形、十村江取立可申候。帳面相済候はゞ、百姓中判形見届申旨十村書付請取被置、各御請之儀者此場江可被出候、以上。

西二月十日

御算用場

三島彦右衛門殿

田伏彌右衛門殿

（以下、後略）

第1条にあるように、公事出入についてはまず肝煎・組合頭へ相談した上で、十村に訴え出ることとされている。第2条では、それで解決つかない場合は十村相談所に書面で訴え出ることとされている。さらに第3条では、その度々の裁定によってもなお解決されない場合や裁定自体に疑問があるときは、案件によって郡奉行あるいは改作奉行に訴え出るものとされている。そして、以上のような段階を経てなお解決をみないときにはじめて、書面でもって算用場に訴え出るよう、第4条で規定している。このように百姓に関する公事訴訟は、後述する特殊なものを除いては公事場ではなく、最終的には算用場によって処理された。そしておそらく算用場にまで繋属する公事出入は多数あったとは考えられず、中には郡奉行・改作奉行まで上がってくる案件もあろうが、多くのは十村、十村相談所において在方で処理されたのではないかと思われる。金沢藩には、幕府だけではなく諸藩にも多くみられる公事宿ないし郷宿の存在が明確に認められないのは、そのようなことと関係しているのかもしれない。

かくして在方においても町方においても、公事訴訟は公事場の裁判管轄から次第に除外されるようになっていった。そのことは在方と町方に対してそれぞれ発せられた寛文10年（1670）の法令にもあらわれており、百姓等が公事沙汰に関して提出する目安については、十村の添書を以て郡奉行に提出すべきこと¹⁹⁾、また町人等が提出する目安については、町肝煎の添書を以て町奉行に提出すべきこと²⁰⁾、等があらためて布令されている。目

安については、元来は目安場において目安奉行が処理したのではないかと
思われるが²¹⁾、改作法実施後に廃止されたようである²²⁾。

公事場における裁判において民事的な公事訴訟の比重が軽くなるのに反
比例して、刑事事件の処理の多くが公事場においてなされることになった
ようである。逆にいえば刑事裁判の取扱が増大する中で、公事訴訟の取扱
を次第に削減していったともいえよう。それは改作法施行以降における在
方支配の変質により、処罰権力の一元的行使と統一的科刑基準の確定のた
めに必要であったのではないかと想定される。延宝8年(1680)、算用場
に繋属した松木盗伐事件について、五郎兵衛は頭振同様の下百姓であるとい
うことで「自今以後は手先外之者共松木盗伐候同事に、公事場江申断可
然旨御算用場相談を以、公事場江申達候」とされ、これ以降、頭振につい
ては公事場で科刑されることとなった²³⁾。元禄元年(1688)には、小松の
檜物師七郎平衡のせがれ仁兵衛が大聖寺領にて賊行為をした事件について、
勘当されたか否かの問題もあってどこで処断すべきかが問題となり、藩主
の意向も確認した上で家老の津田玄蕃孟昭が金沢で裁判を行うことを決定
している²⁴⁾。いわば幕府領でいうところの支配違いに関する案件であり、
金沢では公事場が管轄したものと推定される。同年には、与力鷹匠のせが
れ武山十太夫、定番足軽福尾忠右衛門のせがれ忠兵衛、定番足軽であった
山中伝六といった下級武士3名が、公事場での詮議により斬罪および梟首
を申し渡されている²⁵⁾。また元禄3年(1690)には、大聖寺の町人仁左衛
門が金沢藩領にて刀を差し百姓から銀子等を貪り取ったということで、公
事場での詮議により斬罪を申し渡され²⁶⁾同じく竹のへらをさし脅しながら
薬売をしていた浪人松本半兵衛が、何度かの公事場での詮議と藩主との
応答の後に追放から死刑に刑を加重された²⁷⁾。

このように武士については下級武士、百姓については下百姓・頭振、町
人については他領町人、といった人々の犯した刑事犯罪がまず公事場の管
轄下に入り、17世紀末、綱紀施政下の元禄期には多くの刑事犯罪が公事場
で処理されるようになった。そのような状況の中で、幕府にならって新た

に盗賊改方が設置された。盗賊改方の基本的役割は火付・盗賊の摘発をはじめとして治安維持・風俗取締り等の警察的活動にあったが、幕府の火付盗賊改方とは異なり比較的軽い盗犯について裁判権の行使が認められていた²⁸⁾。とはいえ刑事裁判の多くはやはり公事場で行われたのであり、18世紀以降、公事場には様々な刑事事件が繫属することとなった。享保4年（1719）、銀座両替師等の不正について算用場・町奉行の詮議を経て公事場にて吟味が行われ²⁹⁾、また享保7年（1722）、馬廻組武士と百姓の紛争に際して公事場で百姓の吟味が行われている³⁰⁾。武士についても、大阪買手役の赤尾三太夫等が享保9年（1724）に不行跡を理由として、公事場奉行・横目により預けられていた永原源佑宅にて流罪を申し渡され³¹⁾、また同年、人持組と力の堀主馬秀満が無断で藩主の御前にて言上したということで、預けられていた青山隼人宅にて公事場奉行・横目により能登島への流罪を申し渡されている³²⁾。このように武士の場合、身柄の預け先で詮議や刑の申し渡しが行われる場合が多いが、享保14年（1729）新川郡奉行の石黒彦太夫が役儀取放遠慮となったときは、公事場において吟味と刑の申し渡しが行われている³³⁾。従前のように組頭による処罰もまだ行われていたが³⁴⁾、武士についても多くの刑事事件が公事場に繫属することになった。藩政中期以降、公事場が管轄する刑事事件については、寛政3年（1791）に公事場奉行が藩主に提出した書付に明らかである。そこには磔刑以下、刑種ごとに具体的な事案が列挙されており、武士・僧侶を含めて極めて多種多様な犯罪態様が記されている³⁵⁾。その中には盗賊改方等と管轄が重なるものもあり、前述したように服藤弘司はこの問題に詳細な検討を加え、公事場に移送すべき犯罪を明らかにしている³⁶⁾。

かくして藩政中期以降、確かに公事場において扱われる事件の中心は刑事事件となったが、しかしながら公事出入が公事場で完全に扱われなくなった訳では決してない。享和2年（1802）の「公事場奉行動方帳」には、公事出入について次のような記述がある³⁷⁾。

一、公事出入之事

右、双方出入之趣八、年寄中の一巻相渡不申而者、遂吟味不申候、一巻請取候上、僉議之趣御座候時者、其段年寄中江相達、指図次第第二夫々召出申候、公事出入之儀八、双方とも相応二理分有之故、及争候与申物二御座候、依双方之根元を能々支配人等手前も承糺、旧記等相しらへ候上、遂吟味申候、其様子二より言上仕、落着相伺候へ共、夫々吟味之上、双方納得仕、事済候義八、年寄中江相達候而落着申渡候、其時宜二の以後不及申分二、為奉行連印之書立を相渡申候、且吟味之節八、双方之奉行支配人為立合、相糺申候

公事出入については、年寄より「一巻」すなわち関係書類を渡された場合にはじめてその指示に従って吟味が開始され、そして当事者双方が納得した段階で年寄に報告した上で判決を申し渡すこと、等が定められている。吟味の開始から落着に至るまで年寄の指揮の下で、公事場は裁判を行うものとされており、ここで想定されている公事出入はかなり重大な事件、例えば村相互間の水利争いや所領争論のようなものが対象であったと思われる。文化4年(1807)、能登一宮の社地と藩の御林山との間の境界争いについて、公事場で吟味を加え絵図を作成し、算用場奉行および年寄衆に報告しているのは、この典型的な事例と思われる³⁸⁾。また、文政元年(1818)には、珠洲郡松波村の満福寺との持山をめぐる争議に際して、公事場からの要請により改作奉行が扶持人十村に対して調査を命じており、公事場での吟味のために必要とされたのであろう³⁹⁾。このように藩政後期、19世紀以降においては公事場において取り扱われる公事出入は極めて特殊なものになっていたといえるが、しかし藩政中期、18世紀段階ではもう少し多様な公事出入が扱われていたのではないかと推測される。「公事場御条目等書上候帳」下には、次のような記述がみえる⁴⁰⁾。

一 公事場へ渡被下候御印、公事出入相手へ渡候返答書為仕候節継

目等二押，并境目争論絵図等二押，其外金銀御入用方等八奉行印章を押来候処，元禄六年二月向後金銀取遣之證文二も，公事場御印を押申度旨年寄中へ相達其通二仕候事

元禄6年（1693）2月以降，「金銀取遣」の證文に公事場御印を押すことになった訳であるが，この頃にはまだこのような金銀出入に関する公事訴訟が公事場において取り扱われていたようである。具体的な時期を史的に確定することはできないが，18世紀のどこかの段階でそのような公事訴訟は公事場の管轄範囲から除外されていったのではなかろうか。かくして公事場の裁判管轄は刑事事件，とりわけ盗賊改方・町奉行・郡奉行等との関係から重大な刑事事件，武士が関与する刑事事件，解決の難しい刑事事件，等を中心にしたものと考えられるようになった。

2 公事場の組織構成

公事場の最初の所在地は浅野川近くの味噌蔵町にあったが，その後，新堂形に移転した後，万治2年（1659）に白鳥堀外に移転し，幕末まで同所に所在した⁴¹⁾。三方を堀で囲まれた約4000 m²の敷地の中には，約500 m²の大きさの本棟と様々な附属施設があった。江戸後期のものと思われる高畠定辟旧蔵の「公事場絵図」によれば⁴²⁾，玄関を入れて式台の脇には割符所（12畳）と寄付（12畳）が，奥には中央に囲炉裏のある台所とその横に賄所（8畳）があった。そして本棟の中心部分には，留書所（12畳）・箆筥前（12畳）・奉行所（12畳）・年寄衆（8畳）があり⁴³⁾，その後ろには吟味所（24畳）とそれに接して板之間・土間と口書所が，さらに角隅に待吟味所（3畳）が配置されていた。附属施設には，土蔵，土壇場，番人足輕御貸屋，藤内溜り，等の他に，看病所を挟んで腰掛が設けられた公事人溜りが2ヶ所設置されているのは注目される。藩政後期においても，公事出入のため公事場に出頭する者が少なからずいたことを証するもので

あろう。

藩政初期の公事場内部の構造については絵図が残っていないので不明であり、また公事場を構成した組織人員についても、その状況を明らかにすることはできない。ただし、公事場奉行に関しては、寛永18年(1641)に奥村源左衛門長元・岡島一郎兵衛一陳・小塚藤右衛門の3名が最も初期の公事場奉行としてあらわれ、しかもこの3名は算用場奉行でもあった⁴⁴⁾。明治維新後の新政府の会計官において聴訟すなわち民事事件が扱われたように⁴⁵⁾、当初は財政・経理を担当する機関において公事出入が扱われていたのであろう。寛永年間以後には津田勘兵衛重次・脇田九兵衛直賢、万治2年(1659)の頃には横山右近守知・菊池大学直辰、と公事場奉行は2名の体制であったが、貞享3年(1686)に馬廻頭の野村與三兵衛重徳が加わり、さらに野村重徳が元禄9年(1696)年に定番頭になってから後も公事場奉行を兼帯したのに加えて、元禄15年(1702)に小姓頭の西尾四郎左衛門が公事場奉行となるに及んで、これ以降、公事場奉行は4名体制となり幕末まで基本的に維持された⁴⁶⁾。

公事場の組織構成については、真山武志氏が天保頃の「公事場役人名簿」と慶応4年(1868)の「公事場奉行被仰付候一件等」から、その人員数について分析を加えている⁴⁷⁾。ただ前者について真山氏は「公事場の人員はこの資料では延べ人員となっているため正確に掴めない」とされるが⁴⁸⁾、その人数からみてもこの名簿は天保5年(1834)以降のある時期における公事場の構成員全体を示しているであろう。両者に示された役職とその人数をまとめると次頁の表のようになる。

両者を比較すると、役職名の多少の相違の他、三箇所御用町医師と浦廻米見が後者には見えないこと、後者では足軽が区分され人数も増加したこと、割符裁許与力や取次并検使方与力が後者では増加していること、等の変化がみられる。そのような多少の変化はあるが、全体としてほぼ似通った組織構成となっており、藩政後期には公事場の大きな変化はなかったといえる⁴⁹⁾。人数的には前者で58名、後者で64名が登載されて

金沢藩の公事場与力について（梅田）

公事場役人名簿		公事場奉行被仰付候一件等	
公事場奉行	4	公事場奉行	5（1名は京都詰中）
場付御横目	2	御横目	2
箆笥番	2	箆笥番与力	2
割符所	4	割符裁許与力	6（1名は留書役兼帯）
取次検使役	8	取次并検使方与力	10（2名は加人）
留書	4	留書役御算用者	4
牢屋鑰番	4	鍵番町下代	5
場附足軽小頭	2	公事場足軽 小頭	2
場附足軽	18 ^(イ)	平足軽	1
		割符所留書	1
		口書所留書	1
		坊主代 ^(ロ)	2
		平足軽	3
牢番足軽	2	口書所留書	2
		平足軽	15
牢屋小遣小者	3	牢屋小遣小者	3
三箇所御用町医師	4		
浦廻米見	1		

(イ) 真山氏の一覧では17名しか表記されていないが、金沢市立玉川図書館近世史料館蔵「公事場役人名簿」(分類番号；特16.26 114)で確認すると「吉村清蔵」が抜けており、全部で18名である。

(ロ) 真山氏は「場代」とするが、『市史』藩制631頁では「坊主代」とされており、それに従う。

おり、藩政後期の公事場は約60名程の人員で構成されていた。そのうち半数程は、鍵番、各種の足軽、牢屋小遣小者等で、いわば現業労働に従事していた。公事場における行政事務・裁判事務を担当したのは、奉行以下の留書までの役職であり、その職務内容の概要について、以下に述べる。

公事場奉行はおおむね人持組から選任され、前任は馬廻組頭であることが多かった。4名のうち2名は寺社奉行を兼ねており、1ヶ月または半月

毎に交替で御用番を勤めた。時代によって日付は異なるが月に5回程ある式日には、朝5ツすなわち午前8時前より全員が公事場に出仕した。ただし、寺社奉行本役の御用番がある者は、出仕を免れた。公事場奉行は公事場の総括責任者として業務全体を指揮監督し、公事場を代表して年寄衆への報告、年寄衆からの指示・諮問の受理、他部局・他機関との折衝、等の重要な役割を担っていた。具体的な職務内容としては、公事場の管理・運営に関する事項もあるが、もっとも中心的なものはやはり刑事裁判の遂行に関する事項であった。原彩香氏が述べるように⁵⁰⁾、当時の刑事裁判手続きは身分によってかなり異なっていて、足軽以下の武士や一般人についての「科人」の場合と、「御歩並以上」の武士に関する場合とで、刑事裁判のあり方が変わってくる。また、一般的には刑事裁判は式日に行われるのであるが、真山武志氏が述べるように式日前の吟味が存在し⁵¹⁾、それは「科人」および「御歩並以上」どちらの場合にもあり得た。対象が「科人」か「御歩並以上」か、また吟味が式日前か式日か、によって公事場奉行の役割も変わってくるのであるが、ここではいずれの場合かに限定せずにとりあえず公事場奉行が果たした重要な職務内容のみを列挙すると、次のようなものが挙げられる⁵²⁾。

諸方より送付されてくる「科人」の口書については、式日まで御用番の奉行が保管し調査する。

式日前には公事場あるいは奉行宅にて取調べ、作成した口書を奉行の面前で読んだ上で相違がなければ、御用番の奉行が調査内容を留帳に記入し、口書を一卷の袋に入れ置く。

「御歩並以上」については、やはり式日前に年寄衆の覚書による指示に従い、御用番の奉行宅にて調査し、奉行間で相談の上で吟味の日限を決定し、年寄衆に報告する。

式日における公事場での「科人」の吟味に際しては、公事場奉行は溜の間で書類調査した後、吟味所での審理に参加し、終わると口書の確認を行う。御用番の奉行は、以前には口書の清書が終了するまで

残っていたようである。

式日外における牢舎人の出入りについては、御用番の奉行が「印形の紙面」で指示する。

「御歩並以上」の公事場での吟味に際しては、「口上下書」を確認した上で「口上中書」を御用番年寄衆へ報告する。そして、口上書の清書ができると、吟味所において吟味者に対し口上書の内容に相違がないか尋ね、相違がなければ列座の中で押印する。

人持へ預けられている侍組の者あるいは公事場に禁牢の者等に対し、落着を仰せ下された際は「御書立」を持って伝える。

年寄衆が公事場に出座して行われる落着聞届に際しては⁵³⁾、御用番の奉行を中心にその内容を精査する。

土壇場での拷問や死刑の生胴に際しては、吟味所から見届ける。

死刑が確定したときはその執行の日限を選定し、年寄衆に報告する。

以上、刑事裁判の開始から執行に至るまでの公事場奉行の重要な職務内容についてみてきたが、幕府の寺社・町・勘定の三奉行とは異なって、金沢藩の公事場奉行は審理を含めてかなり実質的に裁判の経過に関与していたといえる。ただし、公事場奉行単独での職務遂行というのは少なく、多くの場合は下役人に補佐されて、あるいは下役人がその職務の主たる担当者である場合が多い。

次に場附御横目であるが、「奉行并場附横目」という形で公事場奉行と同じ職務を担っている場合が多い。それ以外では場附御横目は公事場奉行とは異なり、拷問・斬罪・磔の際には現場で立ち会い、また罪人引渡や出牢の際にも立ち会う。そして場附御横目は特に「御歩並以上」の吟味に際して重要な役割を果たしたようであり、腰物を取ることを御歩横目を通して申し入れたり、落着請書の見届け等を行っている。

筆筭番の職務内容については、享和2年（1802）の「公事場筆筭番勤方覚帳」に詳細に記述されている⁵⁴⁾。その冒頭では、職務内容を次のように概括している。

一、私共公事場御筆筒并御土蔵鍵請取置候二付、御土蔵開建、割符
役与相符合仕、惣而書物等出シ入取扱申候

筆筒と土蔵を管理し、書物等の出し入れを取り扱ったのであるが、具体的な職務内容は以下に極めて詳細に列挙されており、単に物品の管理にとどまらない多種多様のものであった。本来的な職務にそった料紙筆墨や蠟燭の管理をはじめとして、牢屋の修復、斬罪・ためし者・町中引回しの者等に際しての立ち会い、「御歩並以上」の公事場での吟味に際しての差添、拷問に際しての記録、その他様々な職務を担当している。

割符所の職務内容については、享和2年(1802)の「公事場割符所勤方覺書帳」に詳細に記述されている⁵⁵⁾。それによると割符所は、欠落人や奉公人に関する事件についての記録管理、牢舎人の賄米・出入・所持品の管理、諸事御入用銀・過料銀・買上物等代銀の管理と毎歳御入用高の調査、家財闕所や過銭の執行と闕所銀の管理、筆筒番とともに土蔵の管理、筆筒番および取次検使への加入、等々の職務を担当していた。

取次検使役の職務内容については、享和2年(1802)の「公事場取次御用并検使勤方帳」に詳細に記述されている⁵⁶⁾。冒頭部分には次のように、寄付に待機し式台にて取次をし、吟味が開始されると「主附」として吟味を担当すること、吟味が終わり退出の際にも式台に罷り出ること、年寄衆の御出座・御退出のときには式台階下に罷り出ること、等が記述されている。

私共公事場取次并検使方御用被仰付置、公事場式日又八不時相立候節罷出、寄附二溜り、御式台諸事縮方申付、各御出座之時分、私共兩人御式台江罷出候得共、御吟味初り候得者、何歳御吟味方江主附申候、勿論御退出之時分も、御式台江兩人罷出申候、御年寄衆御出座御退出共、御式台階下江罷出申候

このように取次に関する職務が中心となるが、しかし後に列挙されている職務内容に関する記述をみると、やはり名称通りその職務は大きく取次と検使の二つからなっていることがわかる。取次については、年寄衆・家老衆の取次、吟味に際しての口書の作成、拷問等の執行、「御歩並以上」の吟味所への差添、侍等の預所での吟味や切腹申渡、さらし者や磔者の差添、御赦免者の送遣、火事の際における牢舎人の避難、公儀御用による囚人の送遣、等の様々な職務が掲げられている。検使に関連する職務としては、斬罪等の死刑やためし者の検使、遠所における斬罪の検使、牢舎人や「御歩並以上」の牢死についての検使、諸方から連絡のあった変死人や手疵を負った者の検使⁵⁷⁾、武家に関して主人宅の変死、手討、家来等の他所での変死、等についての検使、殺人逃亡者の人相書作成と死骸処理、賊や逆罪の変死者や切支丹宗門関係者の死骸処理、預所の者や他国者の変死の死骸処理、盗賊改方や支配人等による変死人見届方について検使所での再調査、等が掲げられ、それらに関連する様々な説明がなされている。

最後に、留書の職務内容については、享和2年(1802)の「公事場留書役・御算用者勤方帳」に詳細に記述されている⁵⁸⁾。冒頭には次のようであり、留書の最も主要な職務は、式日に諸方からの判断について返書を調えることであった。

私共勤方之儀、公事場式日二八三人共罷出、諸方^〆断方御座候得八、夫々御返書相調申候

留書の職務も種々雑多で極めて広範囲にわたっているが、とりわけ注意すべきは、落着聞届に際して出牢を決しがたいときは先例を調査したり、また詮議が終わり藩主の決裁に際しては、式日外にも連日出仕し先例を調査し文案を練り直すことである。口書・口上書等の一件書類の保存と管理は留書が行っており、その関係で先例等の調査も留書の職務となっていた。禁牢・言上(藩主への)・御預・奉公構・入墨・磔・梟首・斬罪の該当者

を、別帳に記録するのも留書の職務である。その他に「月次御留帳」や1年単位で払い下げられる御用番の奉行の下にあった留帳を、留役は長持に入れて保存した。そして御用番の奉行宅で寄合があるときは、留役が先例を書き抜き調査した。このように留役は、裁判に係わる書類等を保存・管理し、先例の調査を担当した。

3 公事場与力の勤務実態

公事場において実際に司法的業務を遂行する中核部隊は、筆筒番・割符所・取次検使役・留書等の下役人であり、これらの多くは武士の身分階層では与力に所属した。与力には本来の寄親附与力の他、組付与力・遠所付与力・本組与力・明組与力、等の様々な形態があった⁵⁹⁾。取次検使役は下役人の中でも最も人数が多く、また刑事裁判においては吟味者に対して担当が割り振られ、その取調から判決原案の作成に至るまで、その実務を主として担った。「はじめに」で述べたように、江森一郎氏および竹松幸香氏によって中村豫卿の日記『起止録』の翻刻が進められている。中村豫卿は、嘉永3年(1850)に公事場附御用加入から嘉永5年(1852)に公事場附御用定役に進み、その後の江戸詰を挟んで文久2年(1862)に再び同役となっている。そして、一端中断していた『起止録』の執筆も、同役に再任されると同時に再開している。中村豫卿の公事場での役職は、いずれの時も取次検使役であった。1回目の取次検使役在任中であつた安政2年(1855)における中村豫卿の勤務実態を、以下、翻刻された『起止録』の記述から探ることとする。2回目の取次検使役在任中であつた文久2年(1862)における勤務実態も、ほぼ同様である。

安政2年(1855)分の『起止録』は、既述のように竹松幸香氏によって翻刻され⁶⁰⁾、中村豫卿の公事場との係わり方についても既に江森一郎氏の的確な解説が加えられている⁶¹⁾。式日の前日に取次検使役がいずれかの屋敷に集まって相談する「寄日」が存在したことや、検使は2名1組でどち

らかが「主付」となり足軽2名を同伴し各地の「検使所」で行うこと、等が指摘されている。そして公事場の同僚について詳細なプロフィールを掲げていて、大変に参考になる。江森氏が述べるように「勤務時間と私的な時間をはっきりと分ける今日とは、勤務形態が根本的に違う」のではあるか⁶²⁾、そのことを前提とした上で、『起止録』からは中村豫卿が公事場に出仕した日時がほぼ完全に把握できるので、出仕状況をまとめてみると次のようになる。

月	日	起床時間	出仕時間	退出時間	滞在時間	備 考
1月	13日	午前6時過		午後1時頃	約5時間	出牢者取次1人
	17日	午前8時前		昼後	不明	出仕前に学校、寄日
	18日	午前7時頃		午後0時過	約4時間	取次1人、口書1通
	26日	午前7時		午後10時過	約14時間	取次2人、口書2通
2月	2日	午前7時		午後3時頃	約7時間	取次1人、口書1通
	6日	午前7時		午後4時過	約8時間	取次1人、口書直し
	13日	午前6時過		午後5時頃	約9時間	取次1人、口書1通
	17日	午前10時前		午後1時頃	約2時間程か	前日夜に検使の指示、午前6時前に帰宅、寄日
	18日	午前6時過	午前7時頃	午後5時頃	約10時間	取次1人、口書1通、別に2通直し
	26日	午前7時		午後1時過	約5時間	口書2通直し
	27日	午前9時		午後2時頃	不明	口書清書の読合
3月	2日	午前7時		午後0時前	約4時間	出牢者取次、揃日
	6日	午前6時過		午後0時過	不明	江戸出立見送り後に出仕、揃日

3月	17日	午前9時	午前10時前	午後1時頃	約3時間	寄日	
	18日	午前6時過		午後8時前	約12時間	取次1人,口書1通	
	19日	午前8時過		午後2時過	約4時間程	10時前まで来客,その後出仕,退出後に友人宅を訪問中に呼び出しあり再出仕	
				午後5時頃	不明		
	26日	午前6時過			午後2時前	約30時間	取次1人,口書1通,糺懸61ヶ条
	27日						
	28日	午前8時	午前9時過	午後4時過	7時間	口書清書の読合	
	29日	午前8時過	午前9時頃	午後0時過	約3時間	口書清書の読合	
4月	6日	午前6時過			約17時間	取次1人,口書1通,口書3通直し	
	7日			午前1時頃			
	8日	午前8時	午前9時前	午後3時過	約6時間	口書清書の読合	
	13日	午前6時過		午後4時過	約8時間	口書数通直し	
	18日	午前7時		午後6時頃	約10時間	取次2人,口書2通,外に口書直し	
	19日	午前8時	午前9時	午後2時過	約5時間	口書清書の読合	
	20日	午前9時頃	午前10時頃	午後1時頃	約3時間	昨日残りの清書の読合	
	26日	午前6時過		午後0時過	約4時間	取次1人,口書1通,外に口書直し	
5月	2日	午前7時過		午後3時過	約7時間	取次1人	
	6日	午前7時		午後5時過	約9時間	取次2人,口書2通,外に4通直し	
	13日	午前6時過		午後4時頃	約8時間	取次2人,口書2通,外に口書直し	
	18日	午前6時過			約21時間	取次1人,口書1通,前日の寄日に不参	
	19日			午前5時前			
	20日	午前8時過	午前10時頃	午後2時過	約4時間	口書清書の読合	
	26日	午前7時過		午後3時前	約7時間	出揃日	

金沢藩の公事場与力について（梅田）

6月	6日	午前7時		午後8時過	約12時間	取次1人、口書1通、口懸22ヶ条巻紙5巻の調査
	7日	午前6時過		午後3時頃	不明	的射の後で出仕、昨日の清書の読合
	12日		午前10時前	午後4時頃	約6時間	明日の吟味ものしらべ問懸2巻
	13日	午前6時過	午前7時過		約29時間	楠鍵三郎等富山富突一件の吟味
	14日			午後0時頃		
	16日		午前10時過	午後3時頃	約5時間	此間の口書清書の読合
	17日	午前7時	午前10時過	午後3時頃	約5時間	寄日、口書清書残りの読合、午後10時頃に検使の指示
	26日	午前6時	午前7時前		約28時間	取次1人、口書1通、外に口書き直し、越中屋幸右衛門懸り一件
	27日		午前11時頃			
28日	午前8時前	午前9時過	午後2時過	約5時間	昨日の口書清書の読合	
7月	2日	午前7時前		午後5時過	約9時間	取次1人、口書2・3通直し
	3日	午前8時過	午前10時過	午後4時前	約6時間	昨日の口書清書の読合
	6日	午前6時過		午後5時過	約9時間	取次2人、口書1通直し
	8日	午前8時過	午前10時過	午後2時前	約4時間	昨日(?)の口書清書の読合
	13日	午前6時過		午後2時過	約6時間	口書直し
	18日	午前7時前		晩	不明	口書1通直し
	26日	午前7時		午後12時前	約16時間	取次1人、口書1通
	28日	午前9時前		午後2時過	不明	一昨日の口書清書の読合

8月	2日	午前7時		午後6時頃	約10時間	取次1人,口書1通
	6日	午前6時過		午後10時頃	約14時間	口書1通直し
	7日	午前8時	午前10時前	午後3時頃	約5時間	口書清書の読合
	13日	午前7時	午前10時頃	午後10時過	約12時間	取次2人,口書2通,外に1通直し
	14日	午前8時過	午前10時頃	午後2時過	約4時間	口書清書の読合
	17日	午前8時過		午後2時過	不明	出仕前に学校へ出座,寄日
	18日	午前7時		午後2時過	約6時間	取次1人,口書1通
	26日	午前6時過		午後12時過	約16時間	取次2人,口書2通
	28日	午前9時前		午後3時頃	不明	
	29日	午前9時頃		午後2時過	不明	口書清書の読合
9月	2日	午前7時前		午後3時前	約7時間	赦により出牢もの
	5日	午前9時頃	午前10時過	午後4時前	約6時間	問懸読
	6日	午前6時過			約25時間	取次1人,口書1通,外に口書1通直し
	7日			午前9時		
	8日	午前8時過	午前9時頃	午後2時頃	約5時間	口書清書の読合
	10日	午前8時過	午前9時頃	午後3時	約6時間	口書清書の読合
	13日	午前6時過		午後12時頃	約16時間	取次2人,口書2通
	14日	午前8時過	午前9時過	午後3時過	約6時間	口書清書の読合
	17日	午前8時		昼後	不明	寄日
	18日	午前6時過		晩	不明	取次2人,口書1通,銭屋娘代牢願
	19日	午前9時過	午前10時	午後3時頃	約5時間	口書清書の読合
	26日	午前6時頃	午前7時頃	午後12時頃	約17時間	口書直し

金沢藩の公事場与力について（梅田）

9月	27日	午前9時頃	午前11時頃	午後2時頃	約3時間	口書清書の読合、 これまでの取次 161件
10月	2日	午前6時過		午後8時頃	約12時間	口書1通直し
	3日	午前8時前	午前10時前	午後2時前	約4時間	口書清書の読合
	6日	午前6時過		午後7時前	約11時間	取次1人、口書1 通
	13日	午前7時過		午後2時前	約6時間	出揃日
	17日	午前8時前		午後1時頃	不明	寄日、学校出座
	18日	午前4時前	午前7時頃		約18時間	取次1人、口書1 通
	19日			午前1時過		
	20日	午前8時前	午前10時前	午後5時過	約7時間	口書清書の読合
	26日	午前6時過		午後8時過	約12時間	取次1人、口書1 通
	27日	午前9時前	午前10時前	午後3時頃	約5時間	口書清書の読合
28日	午前9時過		午後4時頃	不明	口書清書の読合	
11月	2日	午前6時頃			約24時間	口書1通直し、問 懸調筆手伝
	3日			午前8時頃		
	4日	午前9時前	午前10時過	午後5時前	約7時間	口書清書の読合
	6日	午前6時過		午後6時前	約10時間	取次1人、口書1 通
	13日	午前6時		午後12時過	約16時間	取次4人、口書4 通、口書2通直し
	14日	午前10時前		午後4時頃	不明	口書清書の読合
	15日	午前9時過	午後0時前	午後4時過	約4時間	口書清書の読合
	16日	午前10時過			不明	東末寺より出火、 役所見廻り
	17日	午前9時		午後2時頃	不明	寄日
18日	午前7時		午後6時前	約10時間	取次2人、口書2 通、外に口書2通 直し	

11月	26日	午前6時過		午後8時頃	約12時間	取次1人、口書1通、外に引取書直し
	27日	午前9時	午前11時	午後4時前	約5時間	口書清書の読合
12月	2日	午前7時		晩	不明	取次2人、口書2通、口書1通直し
	3日	午前9時頃		午後4時前	不明	出仕前に診察、口書清書の読合
	6日	午前7時過		午後2時頃	約6時間	取次1人、口書1通
	13日	午前7時			約32時間	取次1人、口書1通、松任千野村正禅寺御吟味
	14日			午後4時頃		
	16日	午前9時過	午前10時過	午後4時前	約6時間	口書清書の読合
	17日	午前8時頃		午後4時前	不明	出仕前に学校、寄日、この間の口上書清書の読合
	18日	午前6時過		午後5時過	約9時間	出揃日、赦
	26日	午前7時		午後5時過	約9時間	岡嶋殿へ紙面指出

注(1) 江戸時代の時刻表示を現在の時刻に換算して表示している。すなわち明六ツは午前6時、朝五ツは午前8時、昼四ツは午前10時、昼八ツは午後2時、夕七ツは午後4時、暮六ツは午後6時、宵五ツは午後8時、等である。

注(2) 滞在時間とは、公事場における滞在時間である。出仕時間が記されていないことが多いので、起床時間から式日における出仕時間すなわち朝五ツ(午前8時)頃に出仕したと推定される場合は、それを前提として滞在時間を計算した。

式日を中心に1ヶ月に数日から多い場合で10日前後、公事場に出仕していることがわかる。最も少ないのは1月で、正月の行事により公事場の吟味も休止ということもあり、4日しか出仕しなかった。最も多いのは9月で13日も出仕しており、この月は中村豫卿にとって大変繁忙の月であった。特に6日から7日にかけてはおそらく徹夜での勤務であったのではないかと思われるが、公事場に25時間も詰めることとなった。このように2日間

にわたって勤務する状況は、6月には13日・14日と26日・27日と2度もみえ、中村豫卿にとって6月もまた大変な月であった。いずれも大きな事件を担当したことによるものと思われる。12月13・14日にまたがる勤務は最長で、32時間も公事場に滞在したようである⁶³⁾。このように極めて長時間にわたる勤務もあれば、比較的短時間で勤務を終える場合も多くあり、定まった勤務時間はなかった。2・3日続けて出仕する場合があるが、それは大体のところ同一案件についての一連の処理がなされていたようである。

中村豫卿の勤務は勿論、公事場の中で行われるものにはとどまらなかった。自宅においても、検使留の筆写、岡検使の口書直し、諸事帳面の調べ、等といった職務に直結した仕事をしばしば持ち込んで行っている。また、他の取次検使役の自宅において職務に関する相談・協議を行っている様子も窺われる。そして何よりも大きな負担となったのは検使の職務であり、これは主として公事場外で行われた。時には真夜中に検使の指示があり早朝から出立することもあった。12月18日、年末になって指示された検使は氷見における事件であり、19日に立出しその日は今石動に宿泊、20日に氷見の検使宿光禅寺に到着しその夜早速に見分、21日から23日にかけて口上書等の書類を調べて、24日に氷見を出立、今石動・津幡を経由してようやく25日に帰宅するという長旅となった⁶⁴⁾。翌日すぐに公事場に出仕し、紙面を提出している。中村豫卿の例でみる限り、取次検使役の職務は決して安穩と日々を過ごせばすむようなものではなかった。

む す び

金沢藩の公事場与力について、公事場の裁判管轄および組織構成について制度的考察を加えた上で、幕末に取次検使役を勤めた中村豫卿の例を取り上げてその実態について分析を行った。裁判管轄については、従来ほとんど無視されてきた民事的な事件、公事出入の管轄について論じたが、この問題は公事場の下役人の中ではおそらく割符所与力に最も関連するの

はないかと思われる。公事場奉行の職務内容に奉公人や欠落人に関する問題が掲げられているのも、この割符所与力の職務との関係からではないかと思われるのであるが、今後の課題としたい。また、留書は先例の調査を担当するというので、ある意味では最も実務法曹的な面を有していると思われるのであるが、その実態等についても今後の課題となる。

本稿では公事場の下役人の中で最も中心的な位置をしめる取次検使役について、江森一郎・竹松幸香の両氏の研究にもっぱら依拠して中村豫卿の事例、その公事場での勤務の実態を分析した⁶⁵⁾。その勤務の態様は全く定型ではなく、時には2日間におよぶ長時間勤務になることもあった。公事場以外での職務も考えると、その内実は決して生やさしいものではなかったといえる。成果といえる程のものは何ら得ることはできなかったが、公事場下役人全体について、その法曹的側面の抽出という今後の課題に向けての一つの橋頭堡と位置づけることができればと願っている。

- 1) 「幕府法曹と法の創造 江戸時代の法実務と実務法学」(國學院大學日本文化研究所編『法文化のなかの創造性 江戸時代に探る』(創文社, 2005年)103頁以下)。
- 2) 鷹見安二郎「江戸の町奉行所の分課組織」(『市政研究』(市政人社)5巻3号, 96頁以下), 石井良助「江戸時代漫筆 江戸の町奉行その他」(井上書房, 1959年)25頁以下, 同『近世民事訴訟法史』(創文社, 1984年)246頁以下, 同『続近世民事訴訟法史』(創文社, 1985年)467頁以下, 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』(創文社, 1960年)439頁以下, 稲垣史生『町奉行』(人物往来社, 1964年)80頁以下, 横倉辰次『与力・同心・目明かしの生活』(雄山閣出版, 1966年)14頁以下, 南和夫「寛政期の町奉行所役掛について」『与力同心勤方大概』を中心に(岩崎小彌太博士頌寿記念会編『日本史籍論集』下巻(吉川弘文館, 1969年)431頁以下), 同『町奉行 享保以降を中心として』(西山松之助編『江戸町人の研究』第4巻(吉川弘文館, 1975年)77頁以下), 同『江戸の町奉行』(吉川弘文館, 2005年)17頁以下, 所理喜夫「町奉行 正徳以前を中心として」(西山松之助編『江戸町人の研究』第4巻(吉川弘文館, 1975年)50頁以下), 神保文夫「江戸の法曹・評定所留役」(『学士会報』849号, 63頁以下), 等を参照。
- 3) 井ヶ田良治「京都町奉行所の与力について 神沢貞幹『翁草』を素材として」(秋山國三先生追悼会編『京都地域史の研究』(国書刊行会, 1979年)201頁以下), 曽根ひろみ「与力・同心」論 十八世紀後半の大阪町奉行所を中心に(『論集』(神戸大学教養部紀要)40号, 51頁以下), 野高宏之「大阪町奉行所の当番所と当番与力」(『大阪の歴史』46号, 23頁以下), 安竹貴彦「大阪町奉行所」から「大阪府」へ 幕末から明治初年における町奉行所与力・同心の動向を中心に(一)(『奈良法学会雑誌』12巻

- 3・4号, 135頁以下), 等を参照。
- 4) 「学会動向」近世の訴訟, 裁判制度について」(『法制史研究』41号, 174頁)。
 - 5) 金沢藩の町奉行の下僚である町同心, 町下代等については, 田中喜男氏の研究を参照(「町奉行下僚について 加賀藩金沢・小松・高岡」(『金沢経済大学論集』15巻3号, 1頁以下))。
 - 6) 現在までのところ, 3年分の翻刻が公表されている。安政2年(1855)分について, 江森一郎「『起止録』解説 1」(『金沢大学文化財学研究』9, 21頁以下), 竹松幸香「『起止録』安政二年(翻刻・校註)」(『金沢大学文化財学研究』9, 47頁以下), 嘉永2年(1849)分について, 江森一郎「『起止録』解説(嘉永二年)」(『金沢大学教育学部紀要』(教育科学編)57号, 1頁以下), 江森一郎・竹松幸香「起止録 嘉永二年(一八四九)一月～六月(翻刻)」(『金沢大学教育学部紀要』(教育科学編)57号, 23頁以下), 同「起止録 嘉永二年(一八四九)七月～十二月(翻刻)」(『金沢大学教育学部紀要』(教育科学編)57号, 41頁以下), 文久2年(1862)分について, 江森一郎「『起止録』解説 2 文久2年」(『金沢大学文化財学研究』10, 55頁以下), 竹松幸香「『起止録』文久2年(翻刻・校註)」(『金沢大学文化財学研究』10, 85頁以下)を参照。
 - 7) 『刑事法と民事法 幕藩体制国家の法と権力』(創文社, 1983年)110頁以下。
 - 8) 『地方支配機構と法 幕藩体制国家の法と権力』(創文社, 1987年)489頁以下。
 - 9) 「金沢市中文書」(『加賀藩史料』(清文堂出版, 1970年, 以下, 『史料』と略称)第2編, 178・9頁), 「在々百姓之儀新追加御定」(『加賀藩御定書』前編(金沢文化協会, 1936年, 以下, 『御定書』前編と略称)3・4頁), 「諸公事之儀御定」(『御定書』前編51・2頁)。
 - 10) 「国祖遺言」(『史料』第1編, 433・4頁)。
 - 11) 慶長6年(1601)の「定」によれば, 奉行所あるいは奉行人によって公事が裁許されていたようである(「喧嘩・徒党・諸勝負其他御定」(『御定書』前編1・2頁))。しかし, まだ公事場の名称はあらわれていない。
 - 12) 公事場に関する研究として, 真山武志「公事場に関するノート(1)」(『石川郷土史学会々誌』28号, 117頁以下), 同「公事場に関するノート」(『石川郷土史学会々誌』29号, 123頁以下), 同「公事場に関するノート」(『石川郷土史学会々誌』30号, 145頁以下), 同「公事場に関するノート …刑の執行…」(『石川郷土史学会々誌』31号, 13頁以下), 原彩加「加賀藩における裁判制度の展開 公事場を中心に」(『北陸史学』54号, 65頁以下), 等があるが, 服藤氏と同様に刑事裁判との関連でのみ考察が加えられている。金沢市史編さん委員会『金沢市史』通史編2近世(金沢市, 2005年, 以下, 『市史』近世と略称)357頁以下では, やはり刑事裁判を基本とした叙述ではあるが, 公事出入についても触れられている。
 - 13) 「国初遺文」(『史料』第3編, 74・5頁)。
 - 14) 『藩国官職通考』(石川県図書館協会, 1932年, 以下『通考』と略称)74頁によれば, 耶蘇宗門の吟味は寺社奉行3人が共に勤める宗門奉行の職務とされ, 5名が寛永19年(1642)に任ぜられたのが「若くは是れ初めなる歟」とされている。宗旨人別帳による宗門改が寛永年中に成立したことにについて, 大桑斉「宗門改・寺請と寺檀制度」(若林喜三郎編『加賀藩社会経済史の研究』(名著出版, 1980年)317頁以下)を参照。

- 15) 『通考』15頁, 日置謙編『(改訂増補)加能郷土辞彙』(北国新聞社, 1956年, 以下, 『郷土辞彙』と略称)385頁, 等を参照。
- 16) 例えば, 慶長16年(1611), 城内で酒宴を催した咎により, 御櫛あげ役の尼子半左衛門が利常によりお手討ちとなり, 児小姓の河合内匠が家老衆により氷見の国泰寺へ寺預とされている(『可觀小説』前編(金沢文化協会, 1936年)232・3頁)。
- 17) 「古今定書」(『史料』第3編, 764・5頁), 「公事場御定」(『御定書』前編157頁)。
- 18) 「上田旧記」(『史料』第4編, 242・3頁)。
- 19) 「改作所雜留」(『史料』第4編, 300~2頁), 「百姓公事沙汰之儀御定」(『御定書』前編256頁)。村肝煎・十村肝煎にまず書付を提出しなければならなかった。ただし, 両肝煎を訴えるときは郡奉行・改作奉行まで直接に書付を提出すべきであり, そして両奉行を訴えるときは算用場に, さらに算用場の者に対し主張があれば大目付に, 書付を提出すべきとされた。
- 20) 「町人目安差上候儀御定」(『御定書』前編183・4頁)。ただし, 肝煎を訴えるときは町奉行に, 町奉行を訴えるときは大目付に書付を提出すべきとされた。
- 21) 「目安奉行横目勘方之儀御定」(『御定書』前編32・3頁)。
- 22) 『郷土辞彙』898頁の「目安場」の項を参照。
- 23) 「加州郡方旧記」(『史料』第4編, 606~8頁)。その後, 五郎平衛は公事場における行動がよろしくなく, 年寄により「耳鼻をそぎ追放」を申し渡されている(「袖裏雜記」(『史料』第5編, 75・6頁))。
- 24) 「袖裏雜記」(『史料』第4編, 941・2頁)。
- 25) 「袖裏雜記」(『史料』第4編, 943・4頁)。
- 26) 「袖裏雜記」(『史料』第5編, 74頁)。
- 27) 「袖裏雜記」(『史料』第5編, 76・7頁)。
- 28) 服藤前掲『地方支配機構と法 幕藩体制国家の法と権力』479頁。
- 29) 「熊谷忠右衛門銀座吟味等之事」(青地禮幹『浚新秘策』(金沢文化協会, 1936年)145~7頁), 「政隣記」(『史料』第6編, 153頁)。
- 30) 「政隣記」(『史料』第6編, 307・8頁)。
- 31) 「政隣記」(『史料』第6編, 461・5頁)。
- 32) 「堀主馬流刑仰付らるゝ事」(前掲『浚新秘策』201~3頁), 「政隣記」(『史料』第6編, 477~9頁)。
- 33) 「政隣記」(『史料』第6編, 691頁)。
- 34) 例えば, 享保16年(1731)に定番馬廻の毛利助右衛門を兄の太平衛が斬り殺した事件は, 定番頭・横目によって吟味され切腹を科されている(「政隣記」(『史料』第6編, 761・2頁))。
- 35) 「袖裏雜記」(『史料』第10編, 242~7頁)。
- 36) 前掲『地方支配機構と法 幕藩体制国家の法と権力』491頁以下。当時の刑罰権は根元的には藩主の下にあるのであり, 今日のような明確な裁判管轄が画定されないのはある意味では当然でもあった。服藤氏は裁判管轄をめぐる問題を権限争いという視点から分析しているが, しかし公事場の禁牢者が多くなり盗賊改方より公事場へ引き渡しされ

金沢藩の公事場と力について（梅田）

ても困るので、盗賊改方で早速に到着するよう公事場奉行が要請している史料もあり（『太梁公日記』（続群書類従完成会，2004年）216頁），逆の面から検討することも必要ではないかと思われる。

- 37) 金沢市史編さん委員会『金沢市史』資料編4近世二藩制（金沢市，2001年，以下、『市史』藩制と略称）589頁。
- 38) 「職事日記」（『史料』第11編，605・6頁）。
- 39) 「留帳抜書」（『史料』第12編，680・1頁）。
- 40) 藩法研究会編『藩法集』6続金沢藩（創文社，1965年，以下、『藩法集』6と略称）255頁。
- 41) 真山前掲「公事場に関するノート（1）」117頁，『市史』近世357頁。
- 42) 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵（分類番号；16.26 30）。なお，金沢市史編さん委員会『金沢市史』資料編18絵図・地図（金沢市，1999年）の挿図36（98頁）および説明文（100・1頁）を参照。
- 43) 真山武志氏は明和6年（1769）の絵図と比較し，年寄衆の間に接して書物入所が新たに増設されたことについて述べている（前掲「公事場に関するノート（1）」118頁）。留帳等の増加する書類を収納するための増設ではないかと思われる。
- 44) 『通考』22頁。
- 45) 牧英正・藤原明久編『日本法制史』（青林書院，1993年）313頁。
- 46) 『市史』近世359頁，『通考』22頁，『市史』藩制619頁以下，金沢市立図書館近世史料館所蔵「公事場奉行相勤候人々名前覚書帳」（分類番号；特16.26 111），等を参照。
- 47) 前掲「公事場に関するノート（1）」119～21頁。
- 48) 同上，120頁。
- 49) 明和8年（1771）の「公事場奉行動方帳」には公事場の式日に詰めた諸役人の人数が記載されており（『市史』藩制，574・5頁），割符方と力3人，取次と力5人，留書役御算用者3人といずれも人数が少ない。
- 50) 前掲論文67頁以下。
- 51) 前掲「公事場に関するノート」123頁以下。式日前の吟味は，「公事場御条目等書上候帳」上によると宝暦以前に行われていたようであり（『藩法集』6，159頁），藩制後半には行われていなかったのかもしれない。
- 52) 明和8年（1771）の「公事場奉行動方帳」（『市史』藩制，574頁以下），および享和2年（1802）の「公事場奉行動方帳」（『市史』藩制，583頁以下）を主に参照しているが，出典箇所の表示は煩雑になるため省略する（以下，その他の役職についても同様である）。
- 53) 到着聞届が金沢藩公事場に特有の手続きであったことについて，原前掲論文70・1頁を参照。また，到着聞届で年寄衆が吟味所に出座したときの配置について，真山前掲「公事場に関するノート」128頁を参照。
- 54) 『市史』藩制，604頁以下。
- 55) 同上，608頁以下。
- 56) 同上，610頁以下。
- 57) 真山武志「検役役人が来た 羽咋郡邑組尾長村の一事件」（『石川郷土史学会々

誌』36号,31頁以下)には,その実態が描かれていて興味深い。

- 58) 『市史』藩制,615頁以下。
- 59) 与力については、『郷土辞彙』959頁,『市史』近世279・80頁,江森前掲『『起止録』解説 1』22~4頁,江森一郎「小立野与力町(金沢市)与力の家系研究」(『金沢学院大学紀要』(文学・美術・社会学編)8号,1頁以下)等を参照。
- 60) 前掲『『起止録』安政二年(翻刻・校注)』47頁以下。
- 61) 前掲『『起止録』解説 1』27頁以下。
- 62) 同上,27頁。
- 63) 文久2年(1862)11月13日には,津田平丞等4名の吟味があり,中村豫卿は本組与力五十嵐辰次郎の「主付」を担当し,翌々日の15日まで3日間にわたり公事場で勤務し続けたようである(竹松前掲『『起止録』文久二年(翻刻・校注)』107頁)。
- 64) 竹松前掲『『起止録』安政二年(翻刻・校注)』69頁。
- 65) 江森氏は,小立野与力町に集住する公事場与力の系譜関係を極めて実証的に分析することによって,濃厚で広い親戚関係を背景とした緊密な人間関係がそこでは形成されていたことを明らかにしている(前掲「小立野与力町(金沢市)与力の家系研究」1頁以下)。京都町奉行所の与力も世襲制と狭い通婚範囲によって閉鎖的な集団社会を形成していたが(井ヶ田前掲論文210頁以下),金沢藩の公事場与力と共通する現象といえる。